

鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例

鳥取市温泉事業配湯条例（平成16年鳥取市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1の表中「1001につき100円」を「1001につき91円」に改める。

別表第2の表中「1,620,000円」を「1,650,000円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「2,808,000円」を「2,860,000円」に、「4,320,000円」を「4,400,000円」に、「5,616,000円」を「5,720,000円」に、「6,696,000円」を「6,820,000円」に、「7,560,000円」を「7,700,000円」に、「648,000円」を「660,000円」に、「2,160,000円」を「2,200,000円」に、「2,376,000円」を「2,420,000円」に、「4,752,000円」を「4,840,000円」に、「7,128,000円」を「7,260,000円」に、「9,504,000円」を「9,680,000円」に、「11,880,000円」を「12,100,000円」に、「1,080,000円」を「1,100,000円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市温泉事業配湯条例第18条の規定は、施行日以後最初の計量日後に計量又は認定した配湯に係る料金について適用し、施行日以後最初の計量日以前に計量又は認定した配湯に係る料金については、なお従前の例による。